

# スタンダード科目解説

第6回／全8回



一般的な基本書を通読しただけでは理解しにくいテーマや頻出テーマについて、重要なポイントをわかりやすく動画で解説します。

## 厚生年金保険法

社会保険労務士  
山川 靖樹  
(山川社労士予備校)



### ●被保険者

学習の  
ポイント

厚生年金保険の被保険者は、労働者の年齢や事業所の適用により、「当然被保険者」「任意単独被保険者」「高齢任意加入被保険者」「第4種被保険者」の4つに分類されます。(第4種被保険者については、本誌での詳解は省略)

(1) 70歳未満の被保険者

①当然被保険者 (法9条)

#### 条文

適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

### 👉ちょっとアドバイス!

#### ◆適用事業所の概要

事業所	国・地方公共団体 法人経営	すべての業種		強制適用事業所
	個人経営	法定17業種 <sup>*1</sup>	常時5人以上	任意適用事業所
			常時5人未満	
		法定17業種以外 <sup>*2</sup>		

\* 強制適用事業所に該当しない事業所は、厚生労働大臣の認可を受けて任意に適用事業所とすることができる。

□<sup>\*1</sup>「法定17業種の事業」は、次のとおりです。

- a) 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- b) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

- c) 鉱物の採掘又は採取の事業
- d) 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- e) 貨物又は旅客の運送の事業
- f) 貨物積卸しの事業
- g) 焼却、清掃又はと殺の事業
- h) 物の販売又は配給の事業
- i) 金融又は保険の事業
- j) 物の保管又は賃貸の事業
- k) 媒介周旋の事業
- l) 集金、案内又は広告の事業
- m) 教育、研究又は調査の事業
- n) 疾病の治療、助産その他医療の事業
- o) 通信又は報道の事業
- p) 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業
- q) 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

\*2 「法定17業種以外の事業」には、次のものがあります。

- a) **第一次産業**（農林・水産、畜産業等）
- b) **接客娯楽業**（旅館、料理店、飲食店、理容業等）
- c) **宗教業**（神社、寺院、教会等）etc.

## ②任意単独被保険者

### イ) 取得（法10条）

#### 条文

- 1) **適用事業所以外**の事業所に使用される**70歳未満**の者は、**厚生労働大臣の認可**を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。
- 2) 前項の認可を受けるには、その事業所の**事業主の同意**を得なければならない。

## 💡ちょっとアドバイス!

「**事業主の同意**」は、取得申請時の必須条件であり、その事業所の事業主が**保険料の半額を負担し、当該被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う**ことの意味確認を意味します。

### ロ) 喪失（法11条）

#### 条文

**任意単独被保険者は、厚生労働大臣の認可**を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

## 👉ここをチェック!

資格喪失認可の申請は、当該被保険者が、事業主にその旨を申し出た上「厚生年金保険任意単独被保険者資格喪失申請書」を提出します。

↓ この場合…

- 事業主の同意を得る必要はない。
- 事業主が「資格喪失届」を提出する必要はない。